

## 宮城県よろず支援拠点生産性向上支援センター 支援対応業種一覧

<p>相談可能な業種</p>	<p>製造業、建設業、運輸業その他の業種、卸売業、小売業、サービス業、医療法人等、医者(個人開業医)、ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)、ソフトウェア業、情報処理サービス業、宿泊業(旅館業を除く)、娯楽業、旅館業、農家、農家(個人)、林業(個人)、漁業(個人)、水産養殖業(個人)、特定非営利活動法人(NPO法人)、合名会社、合資会社、合同会社、一般財団法人、公益財団法人、一般社団法人、公益社団法人、医業を主たる事業とする社会福祉法人、弁護士法人、行政書士法人、司法書士法人、税理士法人、監査法人、特許業務法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人、農事組合法人、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、事業協同組合、事業協働小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、中小企業等協同組合、中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、森林組合連合会、生産森林組合、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、共済組合、共済組合連合会、労働者協同組合、社会福祉協議会、有限責任事業組合(LLP)、任意団体、創業予定者</p>
<p>対象外業種</p>	<p>みなし大企業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- ※「みなし大企業」の定義は以下のとおり。なお、「大企業」とは中小企業以外の事業者で、資本金又は出資金が10億円以上の事業者をいう。             <ul style="list-style-type: none"> <li>- ①発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業</li> <li>- ②発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業</li> <li>- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業</li> </ul> </li> </ul> <p>学校法人、宗教・政治・経済・文化団体その他の非営利事業及び団体(NPO法人を除く)、健康保険組合、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金、厚生年金基金、従業員組合、労働組合、公共職業安定所、普通銀行、信託銀行、信用金庫、信用組合、商工会議所、商工会議所連合会、商工会、商工会連合会、公的金融機関(公社・銀行・公庫)、中小企業団体中央会、信用保証協会、地方公共団体、中小企業活性化協議会、知財総合支援窓口、事業承継・引継ぎ支援センター、働き方改革推進支援センター、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を営む者</p>